

松戸市立小学校・中学校及び高等学校におけるインターネットの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松戸市立小学校・中学校及び松戸市立松戸高等学校（以下「学校」という。）におけるインターネットの適正な利用を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の目的)

第2条 インターネット利用の主な目的は、情報教育の推進を図り、学校が行う積極的な情報の提供に資するものとする。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

- (1) 教育情報の受信及び発信
- (2) 教育情報の検索及び収集
- (3) 教材作成
- (4) その他、校長が学校教育及び教育関係事務に関して有用と認める利用

(機器等の管理)

第4条 インターネットに接続する機器は、松戸市教育委員会（以下「委員会」という）が指定した機器とし、それ以外の機器はインターネットに接続してはならない。

- 2 前項において指定された機器は、公用に供するものとし、それ以外の情報を処理・保存してはならない。
- 3 コンピュータおよびネットワークの環境を良好に維持するために外部からの記憶媒体（フロッピーディスクや光磁気ディスク等）を利用する機器は、ウィルス検査を適宜実施しなければならない。
- 4 パスワードは定期的及び必要に応じて適宜変更を行い、管理には充分留意する。
- 5 機器類を廃棄する場合には、情報流出防止の処置を行わなければならない。
- 6 インターネット利用に関する適正な運用を図るために、委員会は必要に応じて調査を行うことができる。

(利用者の禁止行為)

第5条 学校においてインターネットを利用する者は、次の行為をしてはならない。

- 1 公序良俗に反する内容の掲載、発信、閲覧
- 2 他を誹謗中傷する情報、虚偽または誤解を招くおそれのある情報及び教育上配慮に欠ける情報の掲載、発信
- 3 物品売買等の商業行為
- 4 著作権の侵害など他の権利を侵害する行為
- 5 個人情報の流失

(校長の責務)

第6条 校長は、第5条の利用者の禁止行為について、その徹底に努めなければならない。

- 2 校長は、インターネットの教育利用に関わる校内における運用要綱および組織を確立し、適正な管理と運用に努めなければならない。

(ネットワーク管理責任者)

第7条 校長は、インターネットの適正な利用を図るためにネットワーク管理責任者を定めるものとする。

- 2 ネットワーク管理責任者は、次の業務を行う。
 - (1) ネットワーク接続機器の維持・管理と障害発生時の対応
 - (2) ID・パスワード・メールアドレスの管理
 - (3) 機器内保存データの一括管理
 - (4) 不要なデータやファイルの消去・廃棄
 - (5) 不正使用の防止とその啓発及びウィルス対策
 - (6) ネットワーク及びインターネットの利用状況の把握

(ホームページの公開)

第8条 学校のホームページ作成については、「松戸市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、別に定める「ホームページ作成のガイドライン」によるものとする。

- 2 ホームページの作成にあたっては、校内の運用組織で検討し、インターネットへの公開は、教育長へ書面をもって報告する。
- 3 ホームページの内容は、最新で正確なものとなるよう留意する。

(規程の見直し)

第9条 教育長は、学校教育におけるインターネットの利用の進展状況に考慮して、必要と認めるときは、本規程の見直しを行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別にこれを定める。

付則

この規程は、平成 15 年 4 月 / 日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

松戸市教育委員会 教育長 様

松戸市立
校長名

学校

印

ホームページの公開について（報告）

標題の件について、本校のホームページは、「松戸市立小中学校・中学校及び高等学校におけるインターネットの利用に関する規程」「ホームページ作成のガイドライン」にもとづいて作成いたしました。

知的所有権の尊重、教育機関としての情報倫理の観点のいずれにつきましても、適切な内容であると判断し、インターネットへ公開しますので報告いたします。

なお、上記のことに留意して、今後も最新で正確な情報の更新と積極的な提供に努めてまいります。

公開開始日 平成 年 月 日

ホームページ作成のガイドライン

松戸市教育委員会

インターネットでホームページを公開することは、国内にとどまらず全世界に情報を発信することであり、不特定多数の人がその情報を入手できることになる。

従って、各学校においてホームページを作成するにあたっては、関係法令（地方公務員法、著作権法、松戸市個人情報の保護に関する条例等）の遵守、人権の尊重、個人情報の保護、知的所有権の尊重はもとより、本市の「学校教育指導指針」及び「松戸市立小学校・中学校及び高等学校におけるインターネットの利用に関する規程」を踏まえ、下記の事項に留意して校内の「運用組織」を中心に組織的・計画的に取り組むことが必要である。

1. 個人情報の保護について

- (1) 個人情報とは、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であり、個人の氏名や肖像、作品（作文、絵画、デザイン、写真、音楽、研究成果、レポート等）が該当する。
- (2) 児童・生徒の個人名・写真等を掲載する場合は、事前に本人並びに保護者の許諾を得るなど慎重に取り扱うこと。
- (3) ホームページや電子メールには、児童・生徒・教職員等の住所、電話番号など問題が生じる可能性のある個人情報は掲載しないこと。
- (4) 学校で実施された講演会の内容や地域と連携した活動の記録等を掲載する場合は、著作権や個人情報の保護に十分留意すること。

2. 知的所有権の尊重について

- (1) 児童・生徒の作品も「著作物」であるので、掲載する場合は、本人並びに保護者の許諾を得るなど慎重に取り扱うこと。
- (2) 書物等からの転載や引用については、知的所有権の侵害にならないよう、慎重に取り扱うこと。

3. 学校のホームページ公開の手続き

1. 各学校の「運用組織」で、ホームページの内容を検討する。
特に児童・生徒の個人情報を掲載する場合は、本人並びに保護者の許諾を得るなど慎重に取り扱う。
2. 校長は、教育長に下記の書類を提出する。
「ホームページの公開について（報告）」様式1
3. 公開
4. 教育委員会担当課で当該ホームページを閲覧し、必要に応じて助言する。

学校ホームページに関する運用について

松戸市立小学校・中学校及び市立松戸高等学校における学校ホームページの公開情報について、15年4月8日配布のインターネット利用に関する規程、ホームページ作成のガイドラインを基に、次に掲げる項目を共通の認識として公開、運用するものとする。

- 1 公開する内容については、下記のを基本とする。なお情報源については、既に公開されている学校要覧、学校便り等を活用する。
 - ・学校の教育目標、経営方針
 - ・所在地、児童・生徒数
 - ・年間行事予定、月行事予定
 - ・児童、生徒の活動の様子 等
- 2 1以外を公開する場合は、学校の特色が生かされるような内容になるように努める。
- 3 著作権、肖像権には十分に注意をすること。特に個人情報の掲載については、本人及び保護者の文書により承諾を得、学校に保管するなどの方法をとること。
- 4 3の項目及び内容等について判断に迷う場合は、教育情報センターと相談の上、内容を公開するものとする。
- 5 インターネットの利用に関する規程、ホームページ作成のガイドラインを基に、学校長の責任と判断でホームページを公開するものとする。
- 6 公開されている内容に変更が生じる場合、速やかに更新を行うものとする。